

令和2年（2020年）5月26日

保育施設等をご利用中の保護者の皆様へ

横須賀市長 上地 克明

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛の再延長等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、4月8日から5月31日まで、登園自粛のご協力をお願いしておりましたが、政府の緊急事態宣言解除を受け、保育施設及び児童の急激な環境変化を緩和するため、下記の通り登園自粛解除に向け段階的に緩和することといたしましたので、ご協力をよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 登園自粛をお願いする対象者

登園の抑制に協力可能な保護者の子

※ご家庭での保育が可能な方につきましては、保育施設・児童の急激な環境変化を緩和するため、保育施設と調整のうえ、引き続き登園自粛に協力をお願いいたします。

#### 2 登園自粛をお願いする期間

令和2年（2020年）4月8日（水）から6月30日（火）まで

※7月1日（水）から登園自粛を解除することとします。

#### 3 保育料について

登園自粛に協力いただいた日（欠席した日）については日割りして減免します。

#### 4 令和2年4月～6月新入園に伴う育児休業からの復職及び求職期間等の取扱いについて

登園自粛延長に伴い一部取り扱いを変更し、以下の通りとします。

##### ① 育児休業からの復職予定の方

勤務先との調整の結果、「育児休業からの復職日」を延期できる場合は、復職日を8月1日まで延長（※1）することを認めます。

復職後速やかに、復職日が8月1日までの復職証明書を提出してください。

※1\_\_「7月1日まで」から延長しました

##### 【注意】

登園自粛期間終了後の7月について、保育料は通常通り月額で負担していただきます（日割りはいたしません）。

##### ② 求職活動中の方

10月1日まで（※）に就労を開始し、就労決定後速やかに、変更申請と雇用証明書の提出をお願いします。

※「9月1日まで」から延長しました

(問い合わせ先 横須賀市 保育課 046-822-9728)